

頁	改正前	頁	改正後
表紙	<p style="text-align: center;">開発許可の手引き</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年（2023年）3月</u></p> <p style="text-align: center;">佐賀県 県土整備部 まちづくり課</p>	表紙	<p style="text-align: center;">開発許可の手引き</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年（2024年）7月</u></p> <p style="text-align: center;">佐賀県 県土整備部 まちづくり課</p>
19	<p>佐賀県開発審査会付議基準（<u>2023年3月1日時点</u>）※ 最新版については佐賀県のホームページで公開 第1号～第6号 省略</p> <p>第7号 研究対象が<u>調整区域</u>にあるために、やむを得ないと認められる研究施設</p> <p>第8号 <u>人口が減少し、かつ、産業が停滞していると認められる地域等であって、その振興を図る必要があるものとして知事が指定した地域において立地することがやむを得ないと認められる技術先端型業種（医薬品製造、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子応用装置製造業、電子機器用・通信機器用部分品製造業、医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業等）の工場又は研究所</u></p> <p>第9号～第11号 省略</p> <p>第12号 開発許可を得た事業所、又は従前から<u>調整区域</u>に存する事業所の業務に従事する者の住宅・寮等でやむを得ないと認められるもの</p>	19	<p>佐賀県開発審査会付議基準（<u>2023年6月8日時点</u>）※ 最新版については佐賀県のホームページで公開 第1号～第6号 省略</p> <p>第7号 研究対象が<u>市街化調整区域</u>にあるために、<u>当該市街化調整区域に建設することが</u>やむを得ないと認められる研究施設</p> <p>第8号 <u>地域経済牽引事業の用に供する施設</u></p> <p>第9号～第11号 省略</p> <p>第12号 開発許可を得た事業所、又は従前から<u>市街化調整区域</u>に存する事業所の業務に従事する者の住宅・寮等でやむを得ないと認められるもの</p>

頁	改正前	頁	改正後																																						
	第13号 ~ 第24号 省略		第13号 ~ 第24号 省略																																						
		20	第25号 第1号から第24号基準までに掲げるもののほか、当該市街化調整区域において建築することがやむを得ないものと認められる建築物																																						
45	(参 考) 佐賀県大規模開発行為事前審査会設置要綱 1条 ~ 6条 省略 附則 この要綱は、 <u>令和4年4月1日</u> から施行する。	45	(参 考) 佐賀県大規模開発行為事前審査会設置要綱 1条 ~ 6条 省略 附則 この要綱は、 <u>令和6年7月31日</u> から施行する。																																						
46	別表	46	別表																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>課 (室) 名</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 域 交 流 部</td> <td>文化財保護室</td> <td>文化財指導担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県 民 環 境 部</td> <td>環境課</td> <td>大気・水質担当係長</td> </tr> <tr> <td>有明海再生・自然環境課</td> <td>自然環境担当係長</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td>産業廃棄物担当係長</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>生活衛生課</td> <td>水道・環境衛生担当係長</td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部</td> <td>企業立地課</td> <td>誘致基盤担当係長</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	課 (室) 名	委 員	地 域 交 流 部	文化財保護室	文化財指導担当係長	県 民 環 境 部	環境課	大気・水質担当係長	有明海再生・自然環境課	自然環境担当係長	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長	健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長	産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>課 (室) 名</th> <th>委 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 域 交 流 部</td> <td>文化財保護・活用室</td> <td>文化財指導担当係長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 民 環 境 部</td> <td>有明海再生・環境課</td> <td>自然環境担当係長</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td>産業廃棄物担当係長</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部</td> <td>生活衛生課</td> <td>水道・環境衛生担当係長</td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部</td> <td>企業立地課</td> <td>誘致基盤担当係長</td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 部</td> <td>農政企画課</td> <td>農地調整担当係長</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	課 (室) 名	委 員	地 域 交 流 部	文化財保護・活用室	文化財指導担当係長	県 民 環 境 部	有明海再生・環境課	自然環境担当係長	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長	健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長	産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長	農 林 水 産 部	農政企画課	農地調整担当係長
部 名	課 (室) 名	委 員																																							
地 域 交 流 部	文化財保護室	文化財指導担当係長																																							
県 民 環 境 部	環境課	大気・水質担当係長																																							
	有明海再生・自然環境課	自然環境担当係長																																							
	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長																																							
健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長																																							
産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長																																							
部 名	課 (室) 名	委 員																																							
地 域 交 流 部	文化財保護・活用室	文化財指導担当係長																																							
県 民 環 境 部	有明海再生・環境課	自然環境担当係長																																							
	循環型社会推進課	産業廃棄物担当係長																																							
健 康 福 祉 部	生活衛生課	水道・環境衛生担当係長																																							
産 業 労 働 部	企業立地課	誘致基盤担当係長																																							
農 林 水 産 部	農政企画課	農地調整担当係長																																							

頁	改正前		頁	改正後		
	農 林 水 産 部	農山漁村課	農地調整担当係長		農地整備課	調査計画担当係長
		農地整備課	計画担当係長		森林整備課	森林保全担当係長
		森林整備課	森林保全担当係長	県 土 整 備 部	道路課	管理担当係長
	県 土 整 備 部	道路課	管理担当係長		土地利活用課	計画調整担当係長
		土地利活用課	計画調整担当係長		下水道課	浄化槽担当係長
		下水道課	浄化槽担当係長		下水道課	下水道担当係長
			下水道担当係長		建築住宅課	建築指導担当係長
		建築住宅課	建築指導担当係長		河川砂防課	管理担当係長
	河川砂防課	管理担当係長	計画調整担当係長			
		計画調整担当係長	計画調整担当係長	県 警 察 本 部	交通規制課	交通規制係長
	県 警 察 本 部	交通規制課	交通規制係長			

頁	改正前	頁	改正後												
115	<p>(2) 市町の取り組み 県内の市町では景観法の施行前から4市町で景観条例等が制定されており、令和5年3月1日現在で9市町が景観行政団体に移行し、法に基づく景観計画は5市町が公布し、景観条例も4市が策定施行している。</p> <table border="1" data-bbox="309 392 1093 1267"> <tr> <td data-bbox="309 392 539 810">景観条例</td> <td data-bbox="539 392 1093 810"> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市歴史的景観条例（H15.12 施行） ・嬉野市伝統的建造物群保存地区保存条例（H18.1 施行） ・吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・有田町都市景観条例（H18.3 施行） ・武雄市景観条例（H20.7 施行） ・佐賀市景観条例（H24.4 施行） ・嬉野市景観条例（H25.4 施行） ・唐津市景観まちづくり条例（H29.10 施行） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 810 539 1126">景観行政団体</td> <td data-bbox="539 810 1093 1126"> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市（H17.6）移行 ・嬉野市（H17.12）移行 ・唐津市（H18.1）移行 ・武雄市（H18.8）移行 ・小城市（H21.8）移行 ・多久市（H23.3）移行 ・みやき町（R1.11）移行 ・鹿島市（R2.2）移行 ・伊万里市（R2.5）移行 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1126 539 1267">その他</td> <td data-bbox="539 1126 1093 1267"> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀都市計画高度地区（城内地区）（H14.9 施行） ・唐津都市計画高度地区（城内地区）（H17.3 施行） </td> </tr> </table>	景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市歴史的景観条例（H15.12 施行） ・嬉野市伝統的建造物群保存地区保存条例（H18.1 施行） ・吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・有田町都市景観条例（H18.3 施行） ・武雄市景観条例（H20.7 施行） ・佐賀市景観条例（H24.4 施行） ・嬉野市景観条例（H25.4 施行） ・唐津市景観まちづくり条例（H29.10 施行） 	景観行政団体	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市（H17.6）移行 ・嬉野市（H17.12）移行 ・唐津市（H18.1）移行 ・武雄市（H18.8）移行 ・小城市（H21.8）移行 ・多久市（H23.3）移行 ・みやき町（R1.11）移行 ・鹿島市（R2.2）移行 ・伊万里市（R2.5）移行 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀都市計画高度地区（城内地区）（H14.9 施行） ・唐津都市計画高度地区（城内地区）（H17.3 施行） 	115	<p>(2) 市町の取り組み 県内の市町では景観法の施行前から4市町で景観条例等が制定されており、令和6年7月1日現在で9市町が景観行政団体に移行し、法に基づく景観計画は6市町が公布し、景観条例も5市が策定施行している。</p> <table border="1" data-bbox="1272 392 2056 1302"> <tr> <td data-bbox="1272 392 1503 842">景観条例</td> <td data-bbox="1503 392 2056 842"> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市歴史的景観条例（H15.12 施行） ・嬉野市伝統的建造物群保存地区保存条例（H18.1 施行） ・吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・有田町都市景観条例（H18.3 施行） ・武雄市景観条例（H20.7 施行） ・佐賀市景観条例（H24.4 施行） ・嬉野市景観条例（H25.4 施行） ・唐津市景観まちづくり条例（H29.10 施行） ・伊万里市景観条例（R6.1 施行） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 842 1503 1158">景観行政団体</td> <td data-bbox="1503 842 2056 1158"> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市（H17.6）移行 ・嬉野市（H17.12）移行 ・唐津市（H18.1）移行 ・武雄市（H18.8）移行 ・小城市（H21.8）移行 ・多久市（H23.3）移行 ・みやき町（R1.11）移行 ・鹿島市（R2.2）移行 ・伊万里市（R2.5）移行 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1158 1503 1302">その他</td> <td data-bbox="1503 1158 2056 1302"> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀都市計画高度地区（城内地区）（H14.9 施行） ・唐津都市計画高度地区（城内地区）（H17.3 施行） </td> </tr> </table>	景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市歴史的景観条例（H15.12 施行） ・嬉野市伝統的建造物群保存地区保存条例（H18.1 施行） ・吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・有田町都市景観条例（H18.3 施行） ・武雄市景観条例（H20.7 施行） ・佐賀市景観条例（H24.4 施行） ・嬉野市景観条例（H25.4 施行） ・唐津市景観まちづくり条例（H29.10 施行） ・伊万里市景観条例（R6.1 施行） 	景観行政団体	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市（H17.6）移行 ・嬉野市（H17.12）移行 ・唐津市（H18.1）移行 ・武雄市（H18.8）移行 ・小城市（H21.8）移行 ・多久市（H23.3）移行 ・みやき町（R1.11）移行 ・鹿島市（R2.2）移行 ・伊万里市（R2.5）移行 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀都市計画高度地区（城内地区）（H14.9 施行） ・唐津都市計画高度地区（城内地区）（H17.3 施行）
景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市歴史的景観条例（H15.12 施行） ・嬉野市伝統的建造物群保存地区保存条例（H18.1 施行） ・吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・有田町都市景観条例（H18.3 施行） ・武雄市景観条例（H20.7 施行） ・佐賀市景観条例（H24.4 施行） ・嬉野市景観条例（H25.4 施行） ・唐津市景観まちづくり条例（H29.10 施行） 														
景観行政団体	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市（H17.6）移行 ・嬉野市（H17.12）移行 ・唐津市（H18.1）移行 ・武雄市（H18.8）移行 ・小城市（H21.8）移行 ・多久市（H23.3）移行 ・みやき町（R1.11）移行 ・鹿島市（R2.2）移行 ・伊万里市（R2.5）移行 														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀都市計画高度地区（城内地区）（H14.9 施行） ・唐津都市計画高度地区（城内地区）（H17.3 施行） 														
景観条例	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市歴史的景観条例（H15.12 施行） ・嬉野市伝統的建造物群保存地区保存条例（H18.1 施行） ・吉野ヶ里町吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・神崎市吉野ヶ里歴史公園周辺景観条例（H18.3 施行） ・有田町都市景観条例（H18.3 施行） ・武雄市景観条例（H20.7 施行） ・佐賀市景観条例（H24.4 施行） ・嬉野市景観条例（H25.4 施行） ・唐津市景観まちづくり条例（H29.10 施行） ・伊万里市景観条例（R6.1 施行） 														
景観行政団体	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市（H17.6）移行 ・嬉野市（H17.12）移行 ・唐津市（H18.1）移行 ・武雄市（H18.8）移行 ・小城市（H21.8）移行 ・多久市（H23.3）移行 ・みやき町（R1.11）移行 ・鹿島市（R2.2）移行 ・伊万里市（R2.5）移行 														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀都市計画高度地区（城内地区）（H14.9 施行） ・唐津都市計画高度地区（城内地区）（H17.3 施行） 														